

# 平成21年度第1回公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 宮城労働局

- 1 開催日 平成21年6月16日(火)
- 2 委員の氏名及び役職等 委員長 井上 和彦 (大学教授)  
委員 齋藤 拓生 (弁護士)  
委員 栗田 文夫 (税理士)
- 3 審査対象期間 平成20年11月1日～平成21年1月31日

## 4 審査契約件数

### (1) 公共工事

競争入札によるもの

- ・ 審査対象件数 0件
- ・ 審議件数 0件

随意契約によるもの

- ・ 審査対象件数 0件
- ・ 審議件数 0件

### (2) 物品・役務等

競争入札によるもの

- ・ 審査対象件数 3件
- ・ 審議件数 2件

うち、契約金額が500万円以上の案件 0件

随意契約によるもの

- ・ 審査対象件数 4件
- ・ 審議件数 2件

うち、直近の随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの

0件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一人しかいないもの

0件

## 5 審査案件の抽出方法

平成20年11月1日～平成21年1月31日の期間に契約した案件すべてを  
審議案件とした。

## 6 審査結果

不適切等と判断した件数 0件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

所見なし

なお、別紙のとおり、参考意見をいただいた。

## 別紙

- 1 購入するメーカーを限定し、入札等を行う場合、誰が見てもわかるようにそのメーカーでないこととだめだという理由の明記を行うこと。  
購入するメーカー(プラス)を限定した理由について、具体的には事務室の移転に伴って、すでに事務室で使用していたプラスの衝立等を有効利用するという観点から、合理的な契約としてメーカー(プラス)を限定することが必要であり、合理的な契約行為の観点から購入するメーカー(プラス)を限定して入札を行ったもの。
- 2 システムの開発業者であっても、見積書の内訳について、できるだけ具体的に記載させ、更なる内容のチェックを行うこと。







